

生徒心得

1 日常の心得

- (1) 校訓「誠実」を糧に目標を持って日々の生活を送る。
- (2) 人権を重んじ、自他の生命を尊重するとともに、校内の規則や社会のルールを守り、規律ある生活を送る。
- (3) 互いに敬愛の念を失わぬよう心がけ、年長者に対してはもちろん、生徒相互間においても挨拶を励行する。
- (4) ことばづかいや服装・態度に注意し、高校生としての気品と誇りを保つよう心がける。
- (5) 互いに人格を尊重しあいながら、全人的に向上しあえるような交際をする。特に、**交友関係**は、節度を保ち、人間的成長をはかり、高校生活を充実・深化させるような交際となるよう心がける。

2 学校生活

- (1) 通学の際は制服を着用し、交通ルールやマナーを守り安全に心がける。
- (2) 始業から放課までの間は、校外にでない。必要がある場合は、担任に願い出て許可を受ける。
- (3) 放課後は午後5時までに下校する。ただし、部活動・実習・その他学習活動を行う場合には、係教師の指導により活動する。
- (4) 授業は意欲を持ってまじめな態度で取り組み、学力の向上に努める。
- (5) 病気・事故等で遅刻・欠席をするときは、保護者から事前に学校又はホームルーム担任に届け出る。
- (6) 生徒会活動・学校行事・部活動等には積極的に参加する。
- (7) 校舎内外を清潔に保ち、校具を大切にするとともに、草花・樹木を愛護し、その保全に努める。
- (8) 所持品には記名し、学習活動に不必要な物品や多額の金銭を持参しない。なお、盗難・紛失防止のため、所持品については自らの責任において管理する。
- (9) 家庭への連絡事項・文書はかならず保護者に伝える。

3 校外生活

- (1) 規則正しい生活を心がけ、学習を怠らず、望ましい習慣を養う。

- (2) 地域の青少年として責任ある行動をとるよう努めるとともに、体験活動やボランティア活動に積極的に参加する。
- (3) 高校生の入場が禁止されている場所及び徳島県青少年健全育成条例により有害と指定された場所には立ち入らない。
- (4) 徳島県青少年健全育成条例により禁止されている午後 11 時から午前 4 時までの夜間外出はしない。やむを得ない場合は、保護者同伴とする。
- (5) 外泊は、保護者へ外泊先・帰宅時間等を報告し了解を得る。
- (6) アルバイトは原則として禁止する。ただし、特別な理由がある場合は、担任に申し出て、校長の許可を得る。
- (7) 法律で禁止されている事項(飲酒・喫煙・薬物乱用等)はしない。
- (8) 校外において事故等があった場合は、速やかに学校に報告する。

4 届出・許可を必要とする事項

- (1) 欠席・遅刻・早退・外出
- (2) 校舎・校具・校内諸施設の使用
- (3) 掲 示 物
- (4) 紛 失 物
- (5) 異 装
- (6) アルバイト
- (7) 個人的なコンクール・試合等への参加
- (8) 自動車教習所入所

5 通学に関する心得及び規定

- (1) 徒歩通学について
 - ① 交通規則を遵守し、歩行者としてのマナーを心がける。
 - ② 交通事故に遭わないよう安全歩行に心がける。
- (2) 自転車通学について
 - ① 自転車通学をする生徒は、届け出て、学校指定のステッカー登録番号を決められたところに貼って使用する。
 - ② 防犯登録をして、使用する。
 - ③ 登校後は、決められた場所に置き、施錠する。
 - ④ 交通ルールを守り、安全運転に心がける。特に、並進・2人乗り・傘さし運転・携帯電話使用運転をしない。
 - ⑤ 常に点検・整備をする。
 - ⑥ ヘルメットを着用するように努める。

(3) 列車・バス等の通学について

- ① 常に乗車マナーを守る。
- ② 車内では高校生としての品位を保つこと。
- ③ 定期乗車券使用上の注意を守ること。
- ④ 生徒証明証、定期乗車券はともに常に携帯すること。

(4) 生徒の送迎及び進入制限について

本校では生徒の安全確保のため、8時30分から8時50分までの間は車両の進入は全面禁止となっている。なお、この時間以外で車を校内に乗り入れる際は、校門を入れて右側の来客用駐車場にて乗降すること。

6 運転免許取得に関する事項

(1) 自動二輪車・原動機付自転車の免許取得・使用について

免許取得・使用を認めない。

(2) 普通自動車・準中型自動車の免許取得について

- ① 自動車学校に入校を希望する者は、「許可願」を提出し、校長の許可を得る。
- ② 自動車学校への入校は、3年生の10月1日以降、進路決定後(就職希望者は就職先内定後、進学希望者は進学先決定後)、順次届けて許可を得てからとする。
- ③ 免許取得後、速やかに学校又はホームルーム担任に報告する。
- ④ 免許取得後も、在学中は車の運転をしてはならない。

7 特別指導について

問題行動があった場合は、特別指導を行う。指導方法、期間については、生徒指導委員会で審議し、職員会議を経て決定する。

服 装 規 定

1 男子の服装

(1) 冬 服

- ① 10月1日から5月31日の間、着用する。
- ② 校章を左襟につける。

上	型	詰襟学生服 学校所定のボタンをつける
衣	生地及び色	黒色サージ ギャバジン等
下	型	学生ズボン ベルトを使用
衣	生地及び色	上衣と同じもの

(2) 夏 服

- ① 6月1日から9月30日の間、着用する。
- ② 校章を左胸ポケットにししゅうで入れる。
(ふじ色・寸法2×2cm)

上	型	ワイシャツ又は開襟シャツ
衣	生地及び色	木綿又は合成繊維など白色無地
下 衣	型・生地・色	冬服と同じ

2 女子の服装

(1) 冬 服

- ① 10月1日から5月31日の間、着用する。
- ② 校章を左襟につける。
- ③ スカートの裾に校章をししゅうで入れる。

上 衣	型	テーラードジャケット
	生地及び色	紺サージ ギャバジン等
	ブラウス	白ワイシャツ
	ネクタイ	学校所定のもの(スナップ留め)
下 衣	型	ひだスカート、スラックス
	生地及び色	紺サージ ギャバジン等

(2) 夏 服

- ① 6月1日から9月30日の間、着用する。
- ② 校章を左胸ポケットにししゅうで入れる。
(ふじ色・寸法2×2cm)
- ③ スカートの裾に校章をししゅうで入れる。

(セーラーの場合)

上 衣	型	セーラーブラウス(アンダーブラウス)
	生地及び色	木綿又は合成繊維など白色無地
	カラー	セーラーカラー 紺色に白線3本
	袖	半袖 長袖
	胸ポケット	胴の共布
	ネクタイ	紺色三角形(スナップ留め)
下 衣	型	ひだスカート
	生地及び色	紺サージ ギャバジン等

(ワイシャツの場合)

上 衣	型	ワイシャツ又は開襟シャツ
	生地及び色	木綿又は合成繊維など白色無地
下衣	型・生地・色	冬服のスラックスと同じ

3 その他

- (1) 頭髮は、清潔に調髪し、パーマ・染色・エクステ等はしないこと。
- (2) 髪留めは、黒・紺・グレー・こげ茶とし華美でないもの。
- (3) 通学靴は、華美でないものとし、下足箱に入るサイズにすること。
- (4) 靴下は、白・黒・紺・グレーとし、単色無地のもの。
- (5) 装身具(ピアス・ネックレス・指輪等)、化粧等はしないこと。
- (6) 防寒具は華美でないものとし、校舎内での着用は認めない。
- (7) 衣替え(6月1日・10月1日)は、移行期間を設け、その間の服装は、下記のように定める。

移行期間	男子	女子	備考
5月1日～ 5月31日	冬服・夏服どちらでもよい。 ※学校指定セーターについて令和6年度より着用できるよう検討中。	冬服・夏服・学校指定セーターいずれでもよい。	女子の学校指定セーターに関しては、 ①夏服(セーラー)の上から ②冬服のブレザーの代わりとして着用を認める。
10月1日～ 10月31日			

- (8) ~~女子の~~学校指定セーターには、校章を左胸にししゅうでいれる。(シルバー色・寸法2×2cm)
- (9) 移行期間を除いては、男女とも制服で通学するものとし、学校指定のセーターのみの通学は認められない。
- (10) 上衣がブラウスにネクタイだけの服装を、女子の夏服とは認めない。
- (11) 制服は流行に左右されず、正しく着用しなければならない。
又、見苦しい着用をしてはいけない。
- (12) カラーコンタクトは認めない。

4 異装の許可

やむを得ない理由で異装の必要が生じたときは、ホームルーム担任と生徒指導課に願い出て、校長の許可を受けなければならない。

アルバイト規定

1 許可条件

- (1) 特別な事情のある場合において許可する。
- (2) ホームルーム担任と生徒指導課に願い出て、校長の許可を受けなければならない。
- (3) 青少年育成上、好ましくない業務のアルバイトは認めない。

2 手続き、提出書類

- (1) 所定の事項を記入の上、アルバイト許可願を提出する。
- (2) 新聞配達等、長期にわたるものは、新年度になるごとに手続きを更新する。

携帯電話の使用について

- 1 携帯電話については、学校に持ち込むことは可能であるが、授業中や集会時、学校行事等での使用は禁止とする。
- 2 考査時に携帯電話を身につけていた場合には、使用の有無を問わず不正行為とみなし、特別指導の対象とする